

契約事務基礎研修 実施要領

- 1 目的 契約における透明性・公平性の確保の重要性を認識するとともに、契約事務に関する法的根拠を押さえ、実務における基本的事項を習得する。
- 2 対象 全職員（主に契約事務担当職員）
- 3 定員 48人
- 4 日程 令和4年8月3日（水）
- 5 会場 高知県自治会館2階 こうち人づくり広域連合研修室（高知市本町4丁目1-35）
- 6 持参物 「地方自治小六法」、職場でお使いの名札

	カリキュラム	時間	講師
9:30	1 契約法の基礎 (1) 自治体職員が契約法を学ぶ意味 (2) 契約の基本となる法律-民法と地方自治法- 2 契約の成立 (1) 契約の成立要件 (2) 契約の効力が生じる時期 3 契約成立の効果 (1) 債権債務の発生 (2) 契約成立前の問題と成立後の事情の変化 4 契約主体 (1) 権利能力 (2) 自然人と法人 5 自治体契約の契約手続 (1) 一般競争入札 (2) 指名競争入札 (3) 随意契約 (4) セリ売り	6.0	名古屋学院大学法学部 教授 松村 享 (まつむら すずむ)
16:30	6 契約締結に当たって必要となる手続 (1) 契約前の予算措置 (2) 契約締結と議会の議決 7 地方公共団体にかかわりの深い契約 (1) 物の権利に関する契約(売買契約等) (2) 役務の提供を求める契約(請負契約等) (3) その他の契約(ファイナンスリース契約等) 8 契約の履行確保 (1) 民法上の原則と地方自治法上の特則 9 契約と職員の責任 (1) 住民訴訟 (2) 会計職員等の責任		

<担当者から>

前例踏襲で契約事務を進めていませんか？
 地方公共団体では、様々な契約を締結しており、自治体職員にとって契約に関する法的知識は極めて重要なものとなっています。
 本研修では、適法・適正な契約事務の基本を学ぶことができます。

こうち人づくり広域連合 担当:高橋 由人
 高知市本町4丁目1-35 高知県自治会館4階
 TEL : 088-873-0333
 FAX:088-872-7716
 E-mail:kouiki@kochi-hitozukuri.or.jp
 HP : http://www.kochi-hitozukuri.or.jp